

## 保険料免除の制度間整合性について

こども・子育て支援金を充当する制度の一つとして、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置が提案されているが、既存の制度との不整合が生じるという問題がある。どのように考えればよいのだろうか。

既存の制度では、被用者保険では厚生年金保険・健康保険ともに産前産後休業期間および育児休業等期間の保険料免除があり、免除分の財源に労使の保険料を充てている。一方、自営業者等の産前産後期間の保険料免除には、国民年金は被用者保険と同様に保険料で対応しているのに対して、国民健康保険は国と地方の税負担で対応している。そして、新たに創設される国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除分の財源には支援金を充てることになる。今後、国民健康保険でも育児期間の保険料免除が検討課題になるが、これにも影響しよう。

社会保険としては被保険者間の支え合いとして保険料による対応が本来の姿であり、税や支援金による対応には別途政策的判断を要する。不整合が生じたのは国民健康保険の2023年改正であった。改正では、子育て世帯の負担軽減や少子化対策という観点から、産前産後期間の保険料免除分の財源を国と地方の税負担で賄うこととしたのである。しかし、同様の趣旨であるにもかかわらず、加入者がほぼ重なる国民年金第1号被保険者については、2016年改正において保険料引上げにより対応していたから、この改正は筆者には驚きであった。

国民年金の場合、産前産後の保険料免除に限定するとはいえ、全国民共通の基礎年金の財源として第1号被保険者のみに全額税を充てることは、第2号被保険者との公平性の観点からして到底認められそうにない。仮に税で対応すると被保険者間の公平性を確保するには、第2号被保険者の保険料免除分についても税を充てる以外にないのだが、その場合必然的に健康保険にも波及するという問題があり、あり得ない選択肢である。国民健康保険の産前産後の保険料免除に税財源を充てることができたのは、少子化対策等の観点の他に、医療保険では制度間の財政調整の手段として税を投入することが許容されてきたからであろう。

第1号被保険者の育児期間中の保険料免除の財源に支援金を充てることについて、年金局は、「既存の各制度による免除とは異なり、必ずしも所得の減少を生じない者も含めて育児期の被保険者を広く支援の対象とすることから、被保険者間の支え合いによりその財源を拠出するという考え方になじまない面がある。このため、政府全体として子育て支援策を強化していく中で、社会全体で子育て世代を支える育児支援措置の一環として実施する措置と位置づける方がふさわしいため」と説明している（社会保障審議会年金部会、2023年12月）。

しかし、既存の制度による免除とは異なる事情というのであればこそ、第1号被保険者同士の保険料による支え合いによる対応が望ましいのではないかという見方もある。が、それには産前産後の保険料免除に比べて数倍の財源を要するという財政的制約がある。当面は「異次元の少子化対策」として受け入れるにしても、将来的には制度間の整合性を確保するという観点から制度横断的に再検討する必要があるのではないか。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障審議会委員、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

